

「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業ロゴマーク」使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業に認定された者（以下「認定企業」という。）が認定企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第2条 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業であること。（新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱第5条に定める認定企業であること。）

（使用基準）

第3条 前条の基準を満たす者は、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業ロゴマークデザインマニュアル」に基づき、広く広報物等に使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のロゴマークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

（使用の中止等）

第5条 県は、不適正なロゴマークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の中止を求めることができる。

（ロゴマークに関わる権利）

第6条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

（規程の改定）

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

1 この規程は、令和7年9月22日から施行する。